

集団的自衛権行使に道をひらく憲法解釈は行わないことを求める意見書（案）

安倍首相は、集団的自衛権行使の容認に向けた動きを加速化している。しかし集団的自衛権については、歴代政府が「わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」などとし、憲法上許されないとの見解を示してきた。

集団的自衛権は、我が国の国土の「自衛」とは無関係の概念で、海外への武力行使を可能とするものであり、大国が軍事介入する際の口実として使われてきた。

この問題に関して、安倍首相は、「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることで可能であり、憲法改正が必要との指摘は当たらない」「最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受ける」などと述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言を行っている。これは、最高法規としての憲法のあり方、立憲主義を否定するものに他ならない。

よって、国におかれては、少なくとも閣議決定のみで「集団的自衛権」行使に道をひらく憲法解釈の見直しは行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

伊丹市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

防衛大臣

外務大臣

内閣法制局長官